

温室効果ガス吸収源対策の推進に係る 対策・施策の見直しについて（案）

- 温室効果ガス吸収源対策の推進について、現時点において入手可能な資料やデータに基づき暫定的に評価を行った。この結果、森林経営による獲得吸収量の上限値（1300万炭素トン（約3.9%））程度の吸収量の確保については、現状程度の森林整備水準では吸収量は上限値を下回るおそれがあることが明らかとなった（平成10-14年ベースで推移した場合約1030万炭素トン（約3.1%））。
- このため、森林整備等に関しては、森林・林業基本計画に示された森林の有する多面的機能の発揮の目標と、林産物の供給及び利用の目標どおりに計画を達成するとともに、IPCC良好手法指針に即した森林における吸収量の報告・検証体制を確立するため、別添の施策を推進することが必要である。
- また、都市緑化等に関しては、別添の通り、各種施策をより一層総合的・積極的に推進するとともに、IPCC良好手法指針に即した吸収量の報告・検証体制を確立することが必要である。
- なお、この資料の数値を含む記述内容は、現時点において入手可能であった資料やデータに基づき検討した暫定的なものであり、今後、さらに新しい資料やデータ及び中央環境審議会その他の関係審議会の議論を踏まえて変わりうるものであることに特に注意を払う必要がある。

○健全な森林の整備

<対策の概要>

複層林化、広葉樹の導入等を含む多様な森林整備の展開、除間伐等の保育の実施、再造林、下刈等の推進、荒廃地等における植林、保育等の推進により、二酸化炭素の吸収量を確保するものである。

<導入への課題>

- ・間伐対象地の奥地化と相まって、採算性の悪化や所有者の意欲の低下などから、依然間伐の必要な森林が多く存在している。また、間伐材の利用率が4～5割程度であり、利用率の向上が必要である。
- ・林業採算性の悪化等から、伐採後放置されている造林未済地が増加している。
- ・森林整備の担い手の確保が課題となっている。

<導入に向け考えられる施策例>

- ・間伐が遅れている森林の徹底した解消を図るため、次の事項を踏まえた間伐等の次期対策を図る。
 - 団地的な取組の強化等による効率的な間伐の推進
 - 長伐期・複層林への誘導
 - 間伐材の利用促進による採算性の向上
- ・計画的に造林未済地を解消するための対策を推進する。
- ・緑の雇用対策等により、担い手の確保・育成を図るとともに、緑の雇用による研修生等の定着に向けた取組を行う。

○保安林等の適切な管理・保全等の推進

<対策の概要>

保安林制度等における転用規制や伐採規制による森林の永続性の確保と保安林の計画的指定等による森林の保全の推進、機能が低下した保安林の治山事業等による保全対策の適切な実施、病害虫等被害の防止、自然公園法や自然環境保全法に基づく制度等の活用による森林や自然環境の保全により、二酸化炭素の吸収量を確保するものである。

<導入への課題>

- ・保安林の計画的な指定（目標：平成30年度末1,245万ha）と天然生林を含む全ての保安林の保全・管理体制の整備・推進が必要である。
- ・奥地保安林などにおける荒廃地等の整備・保全対策の推進が課題である。

<導入に向け考えられる施策例>

- ・全国森林計画に基づき、保安林を計画的かつ着実に指定するとともに、効率的な保安林管理手法を導入する。
- ・自然公園や自然環境保全地域について、その拡充を含め、地域内の巡視やモニタリングの推進などにより、保全管理を強化する。
- ・国土の保全や水源のかん養を図るため、山地災害の恐れの高い地区や奥地荒廃森林等において治山事業（治山施設整備や針広混交林化等）を計画的かつ積極的に推進する。

○国民参加の森林づくり等の推進

<対策の概要>

広範な国民の直接参加による森林の整備・保全活動の推進、森林環境教育の推進により、森林づくりへの国民の理解と参加を促し、森林の整備を社会全体で支えるという国民意識の醸成を図るものである。

<導入への課題>

- ・地球温暖化防止の森林づくりへの支援意識の一層の醸成が必要である。
- ・環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律を踏まえた森林環境教育の取組を強化する必要がある。

<導入に向け考えられる施策例>

- ・森林の整備・保全を社会全体で支えるという国民意識の醸成を一層図るため、より広範な主体による森林づくり活動への参加策を推進する。
- ・森林ボランティア活動の定着を図るため、森林ボランティアの技術の向上や安全体制の整備等を推進する。
- ・国立公園等において、森林を含めた動植物の保護等を行うグリーンワーカー事業を拡充する。
- ・森林環境教育の一層の推進を図るため、関係者のネットワーク化、体験学習における安全性の向上策を推進する。
- ・「法人の森林」（国有林の分収林制度など）を活用した、企業等による森林づくりへの参加を促進する。

○木材及び木質バイオマス利用の推進

<対策の概要>

再生産可能な木材の有効利用に関する国民への普及啓発、木造住宅・公共施設への木材利用の推進、木材・木質材料の利用・加工技術等の向上等による木材の積極的な活用、林地残材、製材工場残材等の木質バイオマスエネルギーとしての活用により、二酸化炭素の吸収量を確保するものである。

<導入への課題>

- ・森林・林業基本計画における林産物の供給及び利用に関する目標（平成22年25百万m³）達成に向けて、供給体制の整備や需要拡大等による利用量の拡大が必要である。

<導入に向け考えられる施策例>

- ・川上から川下まで連携した流通・加工や住宅供給など地域材利用の推進を図る。
- ・低質材・木質バイオマス利用の推進を図る。
- ・地域材実需に結びつく購買層の拡大を図るなど消費者対策の推進を図る。
- ・情報化等を通じて、消費者ニーズに対応できる生産流通体制の整備を図る。

○森林吸収量の報告・検証体制の強化

<対策の概要>

IPCC良好手法指針に即した森林における吸収量の報告・検証体制確立に向けた検討を行うものである。

<導入への課題>

- 平成18年末までに、国際ルールと既存の国内制度が調和した森林経営による二酸化炭素吸収量の算定・報告手法の確立が課題である。

<導入に向け考えられる施策例>

- 関係省庁が連携して、森林吸収量報告・検証体制について検討を行う。

○都市緑化等の推進

<対策の概要>

都市公園の整備、道路、河川、砂防、港湾等の公共公益施設等における緑化、緑地の保全、新たな緑化空間の創出等を総合的・積極的に推進し、都市緑化等による二酸化炭素吸収量の確保に努めるものである。

<導入への課題>

- ・緑に関する総合的な計画等に基づいて、都市公園の整備、道路、河川、砂防、港湾等の公共公益施設等の緑化、既存の民有緑地等の保全、市街地等における新たな緑化空間の創出等の緑に関する諸施策を、多様な手法の活用、多様な主体の参画等により、より一層積極的に推進することが必要である。
- ・平成18年末までに、IPCC良好手法指針に即して、都市緑化等による吸収量を総合的に把握・算定し、同指針に則した報告・検証体制を確立することが必要である。

<導入に向け考えられる施策例>

- ・「緑の政策大綱」や市町村が策定する「緑の基本計画」等、国及び地方公共団体が緑に係る総合的な取組を進めるための計画の策定を推進するとともに、それらに基づく都市公園の整備、道路、河川、砂防、港湾等の公共公益施設等の緑化や緑地の保全等を着実に推進する。
- ・都市の緑の保全・創出は、多くの人々にとって参加しやすく成果を実感しやすい取組であること等を踏まえ、市民、企業、NPO等の幅広い主体の参画による都市緑化や民有緑地の保全等を積極的に推進する。
- ・都市緑化等の推進にあたっては、緑化地域制度や立体公園制度の活用等をはじめ、多様な手法、多様な主体による市街地等の新たな緑の創出を支援していく。
- ・関係省庁の連携のもとで、都市公園の整備や公共公益施設等の緑化をはじめとした都市緑化等による吸収量について、IPCC良好手法指針に即した総合的な把握・算定を行うとともに、報告・検証体制を確立する。